

# AZ 法（パーラー立会検定法）の実施方法

パーラーシステムの設置された不定時搾乳牛群における牛群検定を実施する方法は、次のとおりとする。

## 1. 実施農家およびパーラーシステムの要件

- (1) 経産牛全頭が牛群検定に加入されていること。
- (2) 設置されたパーラーシステムが全国牛群検定推進会議の承認機種であり、適切な管理がなされていること。
- (3) パーラーシステムの搾乳日時が適正に管理され、成績計算に使用する期間に時刻の修正を行っていないこと。
- (4) 生乳出荷量以外の全乳量(以下自家消費量)について、1日分を正確に報告できること。
- (5) 1搾乳時間帯に複数回の搾乳(後搾り)を行っていないこと。

## 2. 検定方法

- (1) 検定の頻度  
月に1回、搾乳全牛の乳成分の記録を採取できる時間帯に検定を実施する。
- (2) 検定日  
サンプル取得開始日を検定日とする。ただし、月の初日の検定記録は採用しない。
- (3) 乳量の記録  
パーラーシステム管理用パソコンに自動的に記録されたデータを取得する。  
原則として、検定日前2日間および検定日の乳量データを取得する。なお、可能な限り前回検定日以降の全データも取得する。
- (4) 乳成分の記録  
検定牛毎のサンプルを1頭につき1本採取する。
- (5) 分娩、乾乳、流産、繁殖等の記録  
パーラーシステム管理用パソコンより取得することを原則とするが、現行の検定と同様の聞き取り調査も併せて実施する。
- (6) マスター管理（加修除）  
現行の検定と同様に聞き取り調査とする。
- (7) 記録の修正  
記録の修正は認めない。

## 3. その他

- (1) 本実施方法に定められていない要件等については、乳用牛群検定事業検定実施方法及び基準(平成26年 全国牛群検定推進会議)を準用する。
- (2) 運用に際しては別途細則を定める。

(令和3年3月24日 全国牛群検定推進会議)